する内閣府告示案新旧対照条文 内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件の一部を改正

内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件 (平成二十 三年内閣府告示第十二号)(抄) 傍線の部分は改正部分

改

正

後

現

行

以下「法」という。) 第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。 自動車を定める件 (平成二十一年内閣府告示第三号) の適用について 含む。以下本条において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは よる内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を 実証実験事業を実施する必要があると認めて法第四条第九項の規定に 造改革特別区域をいう。) において、搭乗型移動支援ロボットの公道)が、その設定する構造改革特別区域_(法第二条第一項に規定する構 当該認定の日以後は、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する 地方公共団体 (構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九 同告示中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句

ホイー ヤ ゙リヤ + (略) とする。

規定による変更の認定を含む。 定による内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の実施する必要があると認めて法第四条第九項の規 に規定する構造改革特別区域をいう。) において その設定する構造改革特別区域(法第二条第一項 年法律第百八十九号。以下「法」という。) 第二 をいう。) に係る実験において使用される自動車 法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画 請し、その認定を受けた構造改革特別区域計画(条第四項に規定する地方公共団体をいう。)が、 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業を 地方公共団体 (構造改革特別区域法 (平成十四 以下同じ。) を申

> 第一条 理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件 (平成二十 を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、内閣総 第一項の規定による変更の認定を含む。以下本条において同じ。 認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定 (法第六条 乗型移動支援ロボットの使用に関する実験を実施する必要があると 体をいう。) が、その設定する構造改革特別区域 (法第二条第一項 十九号。 一年内閣府告示第三号)の適用については、同告示中次の表の上欄 に規定する構造改革特別区域をいう。) において、公道における搭 (内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車の特例) 掲げる字句は、 地方公共団体 (構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百 以下「法」という。) 第二条第四項に規定する地方公共団 同表の下欄に掲げる字句とする。

ヤリヤー リヤ (略)

年法律第百八十九号。以下「法」という。) 第1 別区域計画(法第四条第一項に規定する構造改革 同じ。)を申請し、その認定を受けた構造改革特 関する実験を実施する必要があると認めて法第四 に規定する構造改革特別区域をいう。) において その設定する構造改革特別区域(法第二条第一項 条第四項に規定する地方公共団体をいう。)が、 特別区域計画をいう。) に係る実験において使用 六条第一項の規定による変更の認定を含む。 条第九項の規定による内閣総理大臣の認定 (法第 公道における搭乗型移動支援ロボットの使用に 地方公共団体 (構造改革特別区域法 (平成十四

(削除) (削除) イーハ 規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの 年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準 和二十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規 ものに限る。以下この号及び次号において「特定 トル、幅おおむね七十センチメートルを超えない 十九号。次号において「細目告示」という。)の を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百 」という。)及び道路運送車両の保安基準の細目 であって、道路運送車両の保安基準 (昭和二十六 定する原動機付自転車に該当するもの以外のもの 自動車」という。)のうち、道路運送車両法(昭 (車体の大きさが長さおおむね百五十センチメー 略) (略) 別表 第二条 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業 示で定めるものは、 事業) (第二条関係) 法別表第二十七号の主務省令で定める事業のうち、 イーハ 送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号)第二 おいて「特定自動車」という。) のうち、道路運 十センチメートル、幅おおむね七十センチメート という。)の規定のうち、次に掲げる規定に適合 省告示第六百十九号。 次号において「細目告示」 安基準の細目を定める告示 (平成十四年国土交通 て「保安基準」という。) 及び道路運送車両の保 の以外のものであって、道路運送車両の保安基準 条第三項に規定する原動機付自転車に該当するも ルを超えないものに限る。以下この号及び次号に される自動車(車体の大きさが長さおおむね百五 しないもの (昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号におい (略) 別表に掲げる事業とする。 事業の名称 (略) 第

関係条項 条

内閣府告